

○総務省令第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二條及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四百五條、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二條第二項並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第十七條第二項（同法第二十八條第二項において準用する場合を含む。）、第十八條第二項（同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二條の規定に基づき、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月九日

総務大臣 川端 達夫

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次のただし書を加える。

ただし、同項に規定する振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下こ

の条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもつて同項の規定により振込明細書の写しに併せて添付する支出の目的を記載した書面とすることができる。

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第二条 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「振込み若しくは振替の明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの写し（次項において「振込明細書の写し」という。）」を「振込明細書の写し」に改め、同条第二項中「支出の目的を記載した書面」の下に「（以下「支出の目的を記載した書面」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもつて支出の目的を記載した書面とすることができる。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第三条 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「支出の目的を記載した書面」の下に「（以下「支出の目的を記載した書面」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の振込みの明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込みの明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができるとする。

別記第八号様式記載要領10中「（辨9中森氏の2）」の次に「（辨14条第3項ただし書の趣旨を承へ。）」を加える。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 この省令による改正後の政治資金規正法施行規則第十条第二項の規定は、施行日の属する年以後の年に係る政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に同法第十七条第一項の規定によ

り同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき支出の目的を記載した書面について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る同法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に同法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき支出の目的を記載した書面については、なお従前の例による。

4 この省令による改正後の政党助成法施行規則第十四条第三項の規定は、施行日の属する年以後の年に係る政党助成法第十七条第一項の報告書及び同法第十八条第一項の支部報告書並びに施行日以後に同法第二十八条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書及び施行日以後に同法第二十九条第一項の規定により支部報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該支部報告書に併せて提出すべき支出の目的を記載した書面の提出については、なお従前の例による。

5 この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における

この省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。